

じゅうようじこうせつめいしょ
重要事項説明書

えんたきのうがたじぎょうしょ
うぶみ苑多機能型事業所

しゅうろうけいぞくしえんぴいがた
(就労継続支援B型)

えんたきのうがたじぎょうしょ
うぶみ苑多機能型事業所

しゅうろうけいぞくしえんびいがた
(就 労 継 続 支 援 B 型)

あなたに対する就 労 継 続 支 援 B 型 サービス 提 供 開 始 に あ たり、 厚 生 労 働

省 令 に 基 づ いて 当 事 業 所 が あ な た に 説 明 す べ き 内 容 は 次 の 通 り で す。

1. サービスを 提 供 す る 事 業 者

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん とっとりふくしかい 社会福祉法人 鳥取福祉会
しょうざいち 所 在 地	とっとりけんとっとりしまとぼ ちょうめ ばんち 鳥取県鳥取市的場2丁目1番地
でんわばんごう 電 話 番 号	0857-51-7272
だいひょうしゃしめい 代 表 者 氏 名	りじちょう まつしたとしひこ 理事長 松下稔彦
せつりつねんげつ 設 立 年 月	しょうわ ねん がつ 昭和53年7月

2. 利用施設

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していしゅうろうけいぞくしえんびいがた 指定就 労 継 続 支 援 B 型
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	えんたきのうがたじぎょうしょ うぶみ苑多機能型事業所
じぎょうしょばんごう (事業所番号)	(3110101023)
じぎょうしょ しょうざいち 事業所の所在地	とっとりけんとっとりしこやまにし ちょうめ 鳥取県鳥取市湖山西1丁目516-3
れん らく さき 連 絡 先	0857-28-5741

かんりしゃ 管理者	たにぐち しんいち 谷口 伸一
かんりせきにんしゃ サービス管理責任者	なかむら あきこ 中村 亜希子
じっしちいき サービスの実施地域	とっとりし 鳥取市
しゅたいしや 主たる対象者	ちてきしやう しや 知的障がい者
てい いん 定員	めい 24名
かいせつねんがつび 開設年月日	へいせい ねん がつ び 平成23年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

もく てき 目的	つうしよ こようけいやくとう もと しゅうろう きかい ていきやう 通所による雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、 いっばんしゅうろう む ちしき のうりよく たか もの いっばんしゅうろう 一般就労に向けた知識、能力が高まった者について、一般就労 への移行に向けて支援します。
うんえいほうしん 運営方針	かんけいほうれい じゅんしゅ た しやかいしげん れんけい はか てきせい か 関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ、 きめ こま しゅうろうけいぞくしえんびいがた ていきやう きめの細かな就労継続支援B型のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

たて もの 建物	こう ぞう 構造	てっこつひらやだて とう 鉄骨平屋建1棟 けいてっこつひらやだて 軽鉄骨平屋建1棟 もくぞうひらやだて とう 木造平屋建2棟
	しき ちめんせき 敷地面積	1,904.5 m ²

	のべゆかめんせき 延べ床面積	779.52 m ²

(2) 主な設備

設備	へやかず 部屋数	備考
きのうくんれんしつ 機能訓練室	1室	
ちょうりじっしゅうしつ 調理実習室	1室	
さぎょうしつ 作業室	4室	
いむしつ そうだんしつ 医務室・相談室	1室	
しょくどう 食堂	1室	
ちゅうぼう 厨房	1室	
こういしつ 更衣室	2室	
シャワー・よくしつ シャワー・浴室	3室	

5. サービス提供職員の設置状況

4. 職種	員数	職務内容
かんりしや 管理者	めい じょうきん 1名 (常勤)	じゅうぎょういんおよ ぎょうむ かんりとう 従業員及び業務の管理等
サービス管理責任者 かんりせきにんしや	めい じょうきん 1名 (常勤)	サービス管理全般等 かんりぜんぱんとう
しよくぎょうしどういん 職業指導員	めいいじょう せんじゅう めい 1名以上 (専従1名)	しよくぎょうくんれん かん しえんとう 職業訓練に関する支援等
せいかつしえんいん 生活支援員	めいいじょう せんじゅう めい 1名以上 (専従1名)	にちじょうせいかつじょう しえん 日常生活上の支援
もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標工賃達成指導員	めいいじょう せんじゅう めい 1名以上 (専従1名)	もくひょうこうちん たっせい む とりく 目標工賃の達成に向けた取組み

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	8:30~17:15
サービス管理責任者	
職業指導員	
生活支援員	
目標工賃達成指導員	

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日及び冬季休暇12月29日～1月3日の間

は休業)

営業時間：8:30～16:30まで

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。

<p>く ん れ ん 訓 練</p>	<p>い っ ぱ ん し ゅ う ろ う ひ つ よ う ち し き の う り よ く こ う じ ょ う ひ つ よ う 一 般 就 労 に 必 要 な 知 識 、 能 力 の 向 上 の た め の 必 要</p> <p>く ん れ ん お こ な な 訓 練 を 行 い ま す 。 ま た そ の 他 の 便 宜 を 適 切 か つ</p> <p>こ う か て き お こ な 効 果 的 に 行 い ま す 。</p>
<p>じ し ゅ う お よ き ゅ う し ゅ く か つ ど う 実 習 及 び 求 職 活 動</p> <p>ど う し え ん 等 の 支 援</p>	<p>こ う き ょ う し ゅ く ぎ ょ う あ ん て い じ ょ し ょ う が い し ゃ し ゅ う ろ う せ い か つ し え ん せ ん た い 公 共 職 業 安 定 所 、 障 害 者 就 労 、 生 活 支 援 セ ン タ ー</p> <p>ど う か ん け い き か ん れ ん け い と し ゅ く ぼ じ し ゅ う じ し 等 の 関 係 機 関 と 連 携 を 取 り な が ら 職 場 実 習 の 実 施</p> <p>き ゅ う し ゅ く か つ ど う し え ん じ し し ゅ く ぼ て い ち ゃ く た め し え ん や 、 求 職 活 動 の 支 援 の 実 施 、 職 場 定 着 の 為 の 支 援 を</p> <p>お こ な 行 い ま す 。</p>
<p>せ い さ ん か つ ど う 生 産 活 動</p>	<p>せ い さ ん か つ ど う き か い て い き ょ う 生 産 活 動 の 機 会 を 提 供 し ま す 。</p> <p>① ビ ル ク リ ー ナ ー</p> <p>② か み か こ う 紙 加 工</p> <p>③ け い か こ う 軽 加 工</p> <p>④ そ の 他 生 産 活 動 (物 販 、 除 草 、 営 農)</p> <p>ち ん ぎ ん し は ら い < 賃 金 の 支 払 ></p> <p>じ ょ う き せ い さ ん か つ ど う じ ぎ ょ う し ゅ う に ゆ う ひ つ よ う け い ひ き 上 記 生 産 活 動 に お け る 事 業 収 入 か ら 必 要 経 費 を 差</p> <p>ひ が く そ う と う き ん が く ち ん ぎ ん せ い さ ん か つ ど う し 引 い た 額 に 相 当 す る 金 額 を 賃 金 と し て 、 生 産 活 動 に</p> <p>じ ゅ う じ り ょ う し ゃ し は ら 従 事 し て い る 利 用 者 に 支 払 い ま す 。</p>
<p>ほ う も ん し え ん 訪 問 支 援</p>	<p>じ ょ う じ り ょ う じ り ょ う し ゃ し ん し ん じ ょ う き ょ う 常 時 サ ー ビ ス を 利 用 し て い る 利 用 者 が 、 心 身 の 状 況</p> <p>へ ん か か い じ ょ う れ ん ぞ く り ょ う ば あ い の 変 化 に よ り 、 5 日 以 上 連 続 し て 利 用 が な か っ た 場 合</p> <p>き ゃ た く ほ う も ん り ょ う じ ょ う き ょ う か く に ん つ き か い げ ん ど は 居 宅 を 訪 問 し て 利 用 状 況 を 確 認 し 、 月 2 回 を 限 度</p> <p>ど う い う え し え ん お こ な と し て 同 意 の 上 で 支 援 を 行 い ま す 。</p>
<p>け ん こ う か ん り 健 康 管 理</p>	<p>ひ つ よ う じ 必 要 時 の バ イ タ ル チ ェ ッ ク や 投 薬 そ の 他 必 要 な 管 理 、</p>

	<p>きろく おこな きょうりょくいりようきかん つう けんこう ほ じ 記録を行います。協力医療機関を通じて健康保持</p> <p>てきせつ しえん おこな のための適切な支援を行います。</p>
<p>そうげい 送迎サービス</p>	<p>じしゅつうきん で き ぼあい きぼう そうげい おこな 自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。</p>

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
<p>しよくじ 食事サービス</p>	<p>きぼう えいよう しこう はいりよ しよくじ ・希望により、栄養や嗜好に配慮した食事を</p> <p>ていきよう 提供します。</p> <p>けいやくしょ きゅうしよくていきよう ようひ ・契約書にて給食提供の要否について</p> <p>かくにん おこな 確認を行います。</p>	<p>えん 400円</p> <p>しよく (1食)</p>
<p>せいさんかつどうとう 生産活動等</p>	<p>せいさんかつどう よう ひよう ふたん いただ 生産活動に要する費用で、負担して頂くこと</p> <p>てきとう かがわ ひよう いただ が適当であるものに係る費用を頂きます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>しゅうろう む 就労に向けての</p> <p>しえん ひつよう 支援に必要な</p> <p>しよけいひ 諸経費</p>	<p>しゅうろう じっしゅう むけ しえん ふたん 就労や実習に向けての支援のうち負担して</p> <p>いただ てきとう かがわ ひよう 頂くことが適当であるものに係る費用を</p> <p>いただ 頂きます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>
<p>にちじょうせいかつじょうひつよう 日常生活上必要と</p> <p>しよけいひ なる諸経費</p>	<p>りようしゃ にちじょうせいかつひん こうにゆうだいきんとう にちじょう 利用者の日常生活品の購入代金等や日常</p> <p>せいかつ よう ひよう ふたん いただ 生活に要する費用で、負担して頂くことが</p> <p>てきとう かがわ ひよう いただ 適当であるものに係る費用を頂きます。</p> <p>きょうようごらくひとう ・教養娯楽費等</p>	<p>じっぴ 実費</p>

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意を頂きます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」

の項目をご参照ください。

りようふたんがく くんれんきゆうふひしきゆうたいしやう りようしやふたん よう ひよう わり
 ○利用負担額【訓練給付費支給対象】*利用者負担は要した費用の1割。

にち りようきん 1日あたりの料金	きんがく 金額	びこう 備考
① 就労継続支援B型サービス費 (I)	6,370円	しょくいんはいちきじゆん いじよう 職員配置基準6:1以上 へいきんこうちんがく おう 平均工賃額に応じて
② 初期加算	300円	りようかいしび ききん にちない 利用開始日から起算して30日以内
③ 利用者負担上限額管理加算	1,500円	じぎようしょ りようしやふたんがくごうけいがく かんり 事業所が利用者負担額合計額の管理を した場合
④ 食事提供体制加算	300円	しゆうにゆう いっていがくい か りようしや たい 収入が一定額以下の利用者に対し じぎようしょ しょくじ ていきよう ばあい 事業所が食事を提供した場合
⑤ 福祉専門職員配置等加算 (I)	150円	かいごしとう ゆうしかくしや いじよう 介護士等の有資格者が35%以上
⑥ 欠席時対応加算	940円	ちよくぜん りよう じ つき かい 直前の利用キャンセル時、月4回まで
⑦ 目標工賃達成指導員配置加算	400円	もくひようこうちんたっせいしどういん しょくぎようしどういんおよ 目標工賃達成指導員、職業指導員及 せいかつしえんいん そうすう いじよう び生活支援員の総数が5:1以上
⑧ 目標工賃達成加算	100円	へいきんこうちんがく おう ほうしゆうたいけい 平均工賃額に応じた報酬体系
⑨ 送迎加算(II)	100円	かい そうげい へいきん にんいじようりようまた しゆう 1回の送迎で平均10人以上利用又は週 かいいじようそうげい おこな 3回以上送迎を行っている
⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算	9.3%	ふくし かいごしょくいんとう ちんぎんかいぜんとう じっし 福祉・介護職員等の賃金改善等を実施 している 「キャリアパス要件」および「職場改善

		かんきょうとうようけん 環境等要件」を満たしている
--	--	------------------------------

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の当日10時00分までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の当日10時00分までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（食事の実費相当額）1日あたり	400円
-----------------------	------

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求した月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 金融機関口座からの口座振替

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、

利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡

ちょうせい しちょうそんおよ かんけいきかん じょうほうていきょう ようせい ぼあい りようしや
調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の

どうい こじんじょうほうしやうどういしよ もと じょうほうていきょう
同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

<p>利用者のかかりつけ医療機関</p>	<p>医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：</p>
<p>緊急連絡先 ①</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>
<p>緊急連絡先 ②</p>	<p>住所： 電話番号： 氏名： 続柄：</p>

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。その際、病院受診にかかる費用については、利用者にご負担していただきます。

また、サービスの提供にあたり当事業所の過失により利用者の生命・身体・

財産に損害を与えた場合は、当事業所がその損害を賠償します。

11. 衛生管理等

感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止のための指針を整備し、対策

を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を行います。

また、研修及び訓練を定期的実施します。

12. 提供するサービスの第三者評価の実施

第三者評価を実施した場合、評価について公表します。

実施の有無	あり・ なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

13. 要望・苦情・虐待等に関する相談窓口

当事業所苦情	窓口担当者 福田昌美・中村亜希子
ご利用相談窓口	ご利用時間 8:30~ 17:15
	電話番号 0857-28-5741
	担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出 ください。

だいさんしゃいいん 第三者委員	きのしたしゅんじ 木下俊児	でんわばんごう 電話番号 31-3581
		こやまにしちくこうみんかん 湖山西地区公民館
	はらだとくえ 原田徳恵	でんわばんごう 電話番号 59-0585
		とっとりけんりつはくとようごがっこう 鳥取県立白兔養護学校
たくじょうまどぐち その他苦情窓口	しゃかいふくしほうじんとっとりふくしかい ほんぶじむきょく ・社会福祉法人鳥取福祉会 本部事務局 でんわばんごう ・電話番号 51-7272 しゃかいふくしほうじんとっとりけんしゃかいふくしきょうぎかい ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 とっとりけんふくし うんえいてきせいはいんかい 鳥取県福祉サービス運営適正化委員会 でんわばんごう ・電話番号 59-6335	

14. 虐待防止への対応

虐待の防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底します。また、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。また、虐待の防止のための担当者を選定します。

とうじぎょうしょぎやくたい 当事業所虐待	ぎやくたいそうだんうけつたんとうしゃ ふくだまきみ なかむらあきこ ・虐待相談受付担当者 福田昌美・中村亜希子
りようそうだんまどぐち ご利用相談窓口	りようじかん ・ご利用時間 8:30~17:15
	でんわばんごう ・電話番号0857-28-5741

15. 身体拘束等の適正化

やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません。やむを得ない状況が発生した場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに理由について記録します。

16. 協力医療機関

医療機関の名称	尾崎病院		
所在地	鳥取県鳥取市湖山町北2丁目555		
電話番号	(0857) 28-6616		
診療科	内科 外科 整形外科 皮膚科 脳神経外科 糖尿病内科	入院設備	あり

17. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、避難確保計画により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、避難確保計画に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・ガス漏れ警報器
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。

18. 事業継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を

継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るため業務継続

計画を策定し、従業者に周知を行うとともに、必要な研修及び訓練を

定期的に行います。また、業務継続計画は定期的に見直し必要に応じて変更

を行います。

19. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

<p>しょうがいしゃいがいものこよう 障がい者以外の者の雇用</p>	<p>せいさんかつどう さぎょういん しょうがいしゃいがいもの 生産活動における作業員として障害者以外の者の こよう ばあい 雇用をする場合があります。</p>
<p>せつび きぐ りよう 設備・器具の利用</p>	<p>じぎょうしょない せつび きぐ ほんらい ようほう 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご りよう 利用ください。これに反したご利用により破損が しょう ばあい ばいしょう 生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
<p>きつ えん 喫煙</p>	<p>ぜんかんきんえん おくがい きつえんじよ 全館禁煙です。屋外に喫煙所があります。</p>
<p>きちょうひん かんり 貴重品の管理</p>	<p>きちょうひん りようしゃ せきにな かんり 貴重品は、利用者の責任において管理していただき ます。自己管理のできない利用者につきましては きちょうひん しせつ も こ ねが 貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。</p>
<p>しゅうきょうかつどう せいじかつどう 宗教活動・政治活動、 えいりかつどう 営利活動</p>	<p>りようしゃ しそ う しんこう じゅう た りようしゃ たい 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対 しゅうきょうかつどう せいじかつどうおよ えいりかつどう えんりよ する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮く ださい。</p>

していしょうがいしゃふくし しゅうろうけいぞくしえん びいがた ていきょうおよ りよう かいし さい
指定障害者福祉サービス就労継続支援（B型）の提供及び利用の開始に際

し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました結果、次のとおり同意をいた

だきましたので本書面を交付しました。

令和 年 月 日

事業所名：うぶみ苑多機能型事業所

職 名：

氏 名： 印

私は、本書面に基^{もと}づいて事業^{じぎょう}者^{しゃ}から指定^{してい}障害^{しょうがい}福祉^{ふくし}サー^{さー}ビス^{びす}就^{しゅう}労^{ろう}継^{けい}続^{ぞく}支^し援^{えん}

(B型)の提^{てい}供^{きょう}及^{およ}び利^り用^{りよう}につ^{につ}いて重^{じゅう}要^{よう}事^じ項^{こう}の説^{せつ}明^{めい}を受^うけ、同^{どう}意^いしまし^また。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所：

氏 名： 印

※代筆理由

令和 年 月 日

【連帯保証人】

住 所：

氏 名： 印

続 柄：